令和５年10月施行　建築物の解体･改修工事の事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要です

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和２年７月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第３条、関係告示）。
建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。
法律の施行は令和５年１０月１日からとされていますので、施行日までに講習を修了した調査者を確保しておく必要があります。

１．建災防長崎県支部で実施する

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）　※一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

２．主な受講資格

(1) 石綿作業主任者技能講習修了者
(2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して２年以上の実務経験を有する者
(3) 短期大学(修業年限が３年であるものに限る)において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して３年以上の実務経験を有する者
(4) 短期大学又は高等専門学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して４年以上の実務の経験を有する者
(5) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、７年以上の実務経験を有する者
(6) 建築（解体･改修工事含む）に関して１１年以上の実務経験を有する者
(7) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して５年以上の実務経験を有する者

※受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査講習登録規程第７条をご覧ください。

３．カリキュラム及びテキスト

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

科　目　等	時　　間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識１	１時間※
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識２	１時間
石綿含有建材の建築図面調査	４時間
現場調査の実際と留意点	４時間
建築物石綿含有建材調査者報告書の作成	１時間
修了考査(筆記試験)	1.5 時間
合　　計	12.5 時間

※石綿作業主任者技能講習修了者は、科目「建築物石綿含有建材調査に関する知識１」(１時間)が免除されます。

４．修了考査（筆記試験）

時　期	合　否
講義終了年度	合　格 → 調査者
翌年度	不合格 ↓ 再受験可能
翌々年度	

５．令和３年度講習日程

第１回　令和３年１１月29日～３０日
メイン会場:諫早技能会館　サテライト会場:五島建設会館ほか

第２回　令和４年１月２７日～２８日
メイン会場:諫早技能会館　サテライト会場:五島建設会館ほか

詳細は　建災防　長崎県支部　検索　ご覧下さい

建設業労働災害防止協会長崎県支部　長崎市魚の町３－３３　TEL095-820-7755